

第六次稲城市住民活動計画

ともに支え みんなでつくる 思いやりのまち



いなぎーな
稲城市社会福祉協議会
マスコットキャラクター

社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会

稲城市住民活動計画の実現に向けて



社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会
会 長 川島 幹雄

『第六次稲城市住民活動計画』が多くの皆様のご努力で完成いたしました。

本計画を策定するにあたりご尽力いただきました策定委員の皆様、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様には感謝申し上げます。

この計画は今後6年間、市民の皆様と当協議会がともに歩むための福祉の道しるべであり、果たすべき約束です。

昭和46年にわずか2名で設立された当協議会は、多くの皆様のご支援とご協力に支えられて、令和5年度には法人認可50周年を迎えることができました。事業内容も充実を重ね、現在では80名の職員が各種福祉サービスに従事し、多様なご要望にお応えしております。

令和2年1月に新型コロナウイルス感染症が日本で初めて確認されて以来、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返し発令されるなど、私たちが今まで経験したことのない、コロナを意識して生活を送るという日々が続きました。また、緊迫する不安定な国際情勢や頻発する自然災害などが私たちの生活を脅かす今だからこそ、安全で安心な地域社会実現のために、地域の皆様や諸団体と緻密な連携を重ね、ともに総力を結集した地域活動を推進しなければなりません。

国は令和3年に各自治体における福祉事業の進め方を大きく方向転換することを目的として「重層的支援体制整備事業」への移行と実施を各自治体に求めました。この重層的支援体制整備事業の特に大きな柱は、弱体化した地域力の再生を図ることにあります。自治体の持つ総合的な福祉力と、お互いを支え合う地域力を統合させた「包括的相談支援体制」を構築し、地域や個人・家族への包括的相談体制・支援体制を強力に築き上げることが大きな目標です。稲城市も令和6年度から6年間を計画期間とする「第四次稲城市保健福祉総合計画」を策定し、今年度から重層的支援体制整備事業を開始することになりました。

当協議会では、重層的支援体制整備事業と目指す方向を同じくする「コミュニティソーシャルワーク事業(CSW事業)」を平成29年度から今に至るまで最重点事業として実施してきました。本計画と稲城市計画とは整合性を保ち、CSW事業で培い体得した成果を軸に、職員一人ひとりが市民の困りごとを受け止める相談窓口として自覚し、適切な支援を提供できるよう全力を挙げてまいります。「地域共生社会の実現」に向け、これからも市民の皆様には良質で多様な福祉サービスが迅速丁寧提供できるよう、役職員の総力を結集して事業を推進してまいります。

第六次稲城市住民活動計画の 策定にあたって



第六次稲城市住民活動計画策定委員会
委員長 原島 博史

「ともに支え みんなでつくる 思いやりのまち」を基本理念とした「稲城市住民活動計画」は、これまで様々な分野の多くの地域住民の方々によって広がりつながってきました。

年数を経て社会背景が変化し多様な生き方が実現すると同時に、生活のニーズや課題が多様化複雑化し、制度の狭間にあるケースが増加しています。また、全国各地で大きな自然災害が頻発し、支援の輪が求められています。

「第五次稲城市住民活動計画」の後半には、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行や、不安定な世界情勢による物価高騰が続き、日々の生活が苦しい状況となっています。これらの影響から生活が変容し、地域活動も一時的に大きな制約を受けました。これまでの地域課題に加え、生きづらさや社会的孤独を抱えた人、支援が届かない人、助けてほしいという声を上げられない人などの課題がより増え、近所づきあいの希薄化が進むなど、より深刻化していることが顕著になっています。

地域共生社会を構築し前計画をさらに発展させるべく、アンケート等で住民の皆さんの声を聴き、これまでの地域活動の積み重ねを振り返りながら、「住民の皆さんと社協がともに目指す稲城のまちづくり」についての方向性を計画でお示しするため、策定委員会で協議を重ねてまいりました。

「思いやり支え合いのあるまち」「寄り添い安心して暮らせるまち」「つながりみんなで作るまち」「お互いさま」で助け合えるまちを目指し、市民の皆さんとともに歩みを進めてまいります。

最後に、アンケートにご協力いただいた皆さま、関係団体の皆さま、策定委員会委員の皆さまに、心より御礼申し上げます。

目 次

第1章 総論

- 1 「住民活動計画」とは 3
- 2 計画の位置づけ 4
- 3 計画の期間 6
- 4 計画の推進と進行管理 7

第2章 稲城市の地域福祉をめぐる現況と課題

- 1 稲城市の概況 11
- 2 前計画の進捗状況、アンケート調査結果のポイント 13
- 3 『第六次稲城市住民活動計画』の策定に向けた課題 26

第3章 基本的な考え方

- 1 計画の基本理念 31
- 2 計画の基本目標（地域課題と解決の方向） 32
- 3 計画の体系図 34

第4章 基本計画 ～目標を実現するための取り組み

- 1 思いやり 支え合いのあるまちづくりのために 39
- 2 寄りそい 安心して暮らせるまちづくりのために 43
- 3 つながり みんなでつくるまちづくりのために 47

資 料

- 1 #（ハッシュタグ）の説明
- 2 用語の説明
- 3 「第六次稲城市住民活動計画」策定事業実施要綱
- 4 第六次稲城市住民活動計画策定委員会委員名簿
- 5 計画策定までの経緯
- 6 諮問書
- 7 答申書
- 8 「住民活動計画策定のためのアンケート調査報告書」





第 1 章 総論

1	「住民活動計画」とは……………	3
2	計画の位置づけ……………	4
3	計画の期間……………	6
4	計画の推進と進行管理……………	7

1 「住民活動計画」とは ～計画策定の背景・趣旨

「住民活動計画」とは、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である「社会福祉協議会」が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力して地域福祉を推進することを目的とする、実践的な活動・行動計画です。なお、住民活動計画を「地域福祉活動計画」という場合もあります。

社会福祉法人稲城市社会福祉協議会（以下、原則「当協議会」と言います。）では、社会福祉法で位置づけられた地域福祉の推進の中核的な役割を果たす団体として、「ともに支え、みんなでつくる 思いやりのまち」を基本理念とした『第五次稲城市住民活動計画』（以下、原則「第五次計画」と言います。）のもと、ボランティア活動の推進、市民同士の助け合いやつながりの仕組みづくり、在宅生活を支えるサービスの提供等のさまざまな取り組みを進めてきました。

この度、その「第五次計画」が令和5年度で終了となることから、新たに令和6年度から11年度までの6か年を計画期間とする『第六次稲城市住民活動計画』（以下、「本計画」と言います。）を策定するものです。

※社会福祉法 第109条（市町村社会福祉協議会・地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

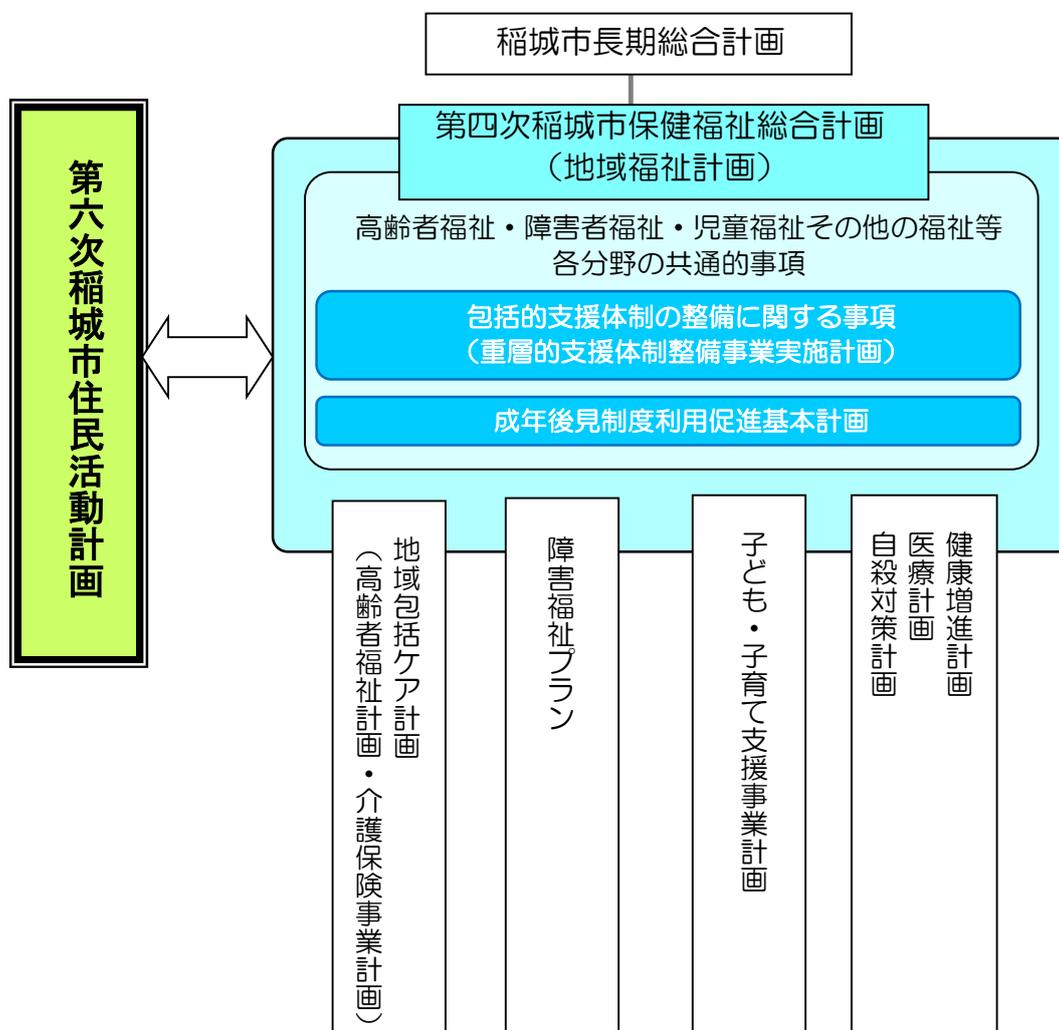
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 計画の位置づけ

◇本計画は、市区町村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」にあたり、多様な福祉活動を基盤に市民の声を取り入れて策定したものです。

◇令和6年3月に稲城市が策定した『第四次稲城市保健福祉総合計画』（社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」等を包含）と緊密に連携を図りながら、事業に取り組みます。

計画としてはそれぞれ別個のものですが、稲城市と当協議会は連携・協働して地域の生活課題を把握し解決・改善を図っていかねばならず、稲城市における「地域福祉」を推進するという目的は共通しています。



〈 「地域福祉計画」と「住民活動計画」 〉

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき行政計画として策定するもので、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会の実現をめざすための理念と仕組みをつくる計画です。稲城市においても、『第三次保健福祉総合計画』が令和5年度で終了し、令和6年度から令和11年度までの6か年を計画期間とする『第四次稲城市保健福祉総合計画（地域福祉計画）』が新たにスタートしています。

「地域福祉計画」と「住民活動計画」の2つの計画は、「地域福祉の推進」という同一の目的で策定する計画であるため、国や全国社会福祉協議会などでは、両計画を共通の理念や施策方針の下に策定し、相互に補完・補強しながら推進することが望ましい、としています。

当協議会と市も、地域課題の把握や解決・改善を図っていく目的は共通しており、両計画の策定に当たっては、緊密な連携のもと互いに調和を図る必要がありました。そのため、計画期間や策定のタイミングを、両計画で同一としています。

〈 社会福祉法の改正 〉

地域共生社会の実現をさらに推し進めるため、国は、令和3年4月1日付で社会福祉法を改正しました。この改正で、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築のための手段として、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されました。この事業は、属性や世代を問わずに相談を受け止め、必要に応じて多機関の連携をコーディネートし、アウトリーチ等を通じた継続的支援のほか、制度の狭間のニーズにも対応する、例えばひきこもり状態の人を就労支援につなぐといった参加支援、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所の確保・創設による地域づくりの支援を組み合わせ、支援が必要な人に応じた伴走的支援を行うものです。

このことは、これまで当協議会が地域住民とともに「CSW（コミュニティソーシャルワーク）」として行ってきたことが、法的に裏付けされ、市区町村の責任の下に実施されることになったものと言えます。本事業において、CSWで培ってきたノウハウや人的資源を提供し活用するなど、当協議会が大きな役割を担うことが想定されます。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間とします。

□計画期間と市の関連計画

初年度	令和6	7	8	9	10	11年度
令和6年度～	稲城市社会福祉協議会第六次住民活動計画					
令和3年度～	第五次稲城市長期総合計画					
令和6年度～	第四次稲城市保健福祉総合計画（地域福祉計画）					
令和6年度～	稲城市地域包括ケア計画 （稲城市高齢者福祉計画（第4次）・ 稲城市介護保険事業計画（第9期））			（後継計画）		
令和6年度～	稲城市障害福祉プラン ★中間年（R8）一部目標数値見直し					
令和2年度～	稲城市 子ども・子育て 支援事業計画 （第2期計画）	（後継計画）				
令和6年度～	稲城市健康増進計画					
平成28年度～	稲城市医療計画			（後継計画）		
令和6年度～	第二次稲城市自殺対策計画					

4 計画の推進と進行管理

(1) 計画の推進

「住民活動計画」の実現に向けては、住民の皆さん自身が地域の課題を“自分ごと”としてとらえ、地域福祉を担う主体となって推進することが大切です。本計画の基本理念である「ともに支え みんなでつくる 思いやりのまち」をめざし、地域の皆さんと当協議会がともに進めていく取り組みについて示しました。

地域活動への支援や課題解決への取り組みは、当協議会が地域の実情に応じつつ自治会、民生児童委員協議会等の組織と連携・協働しながら進めていきます。

また、さまざまな取り組みをあらゆる機会を通じて効果的に発信すると同時に、多くの地域の皆さんとの対話や交流の中で幅広く周知に努めます。

さらに、令和6年3月に稲城市が策定した『第四次稲城市保健福祉総合計画』と緊密に連携を図り、いわば「車の両輪」となって、稲城市における地域福祉を進めていきます。

(2) 計画の進行管理 ～「PDCAサイクル」に基づく進行管理

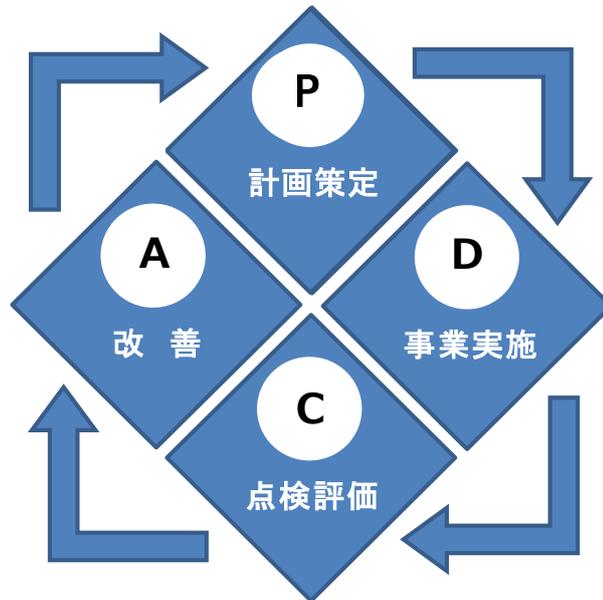
計画の実効性を高め、円滑で確実な実施を図るためには、進行を適切に管理していく必要があります。

そこで、本計画に基づく基本施策の進捗状況や達成度を定期的に把握・評価し、必要に応じて適宜見直し等を行って、常により良い取り組みや活動を推進する「PDCAサイクル」によって、計画の目的、目標の達成に向けた取り組みの着実な推進に努めていきます。

令和6年度から毎年	本計画に即した事業計画書の作成と進捗状況の確認
前期 (令和6年度～令和8年度)	前期終了後、中間報告 取り組み実績から目標の進捗状況等を確認し、その原因や要因を分析して後期の取り組みを検討
後期 (令和9年度～令和11年度)	後期終了後、報告 取り組み実績から目標達成度の確認

「PDCAサイクル」による進行管理

Plan（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた取り組みを計画する
Do（実行）	計画に基づき取り組みを実行する
Check（評価）	取り組みを実行した結果を把握・分析し、評価する（学ぶ）
Act（改善）	評価に基づき、計画の目標、活動などの改善を行う





第

2

章

稲城市の地域福祉を めぐる現況と課題

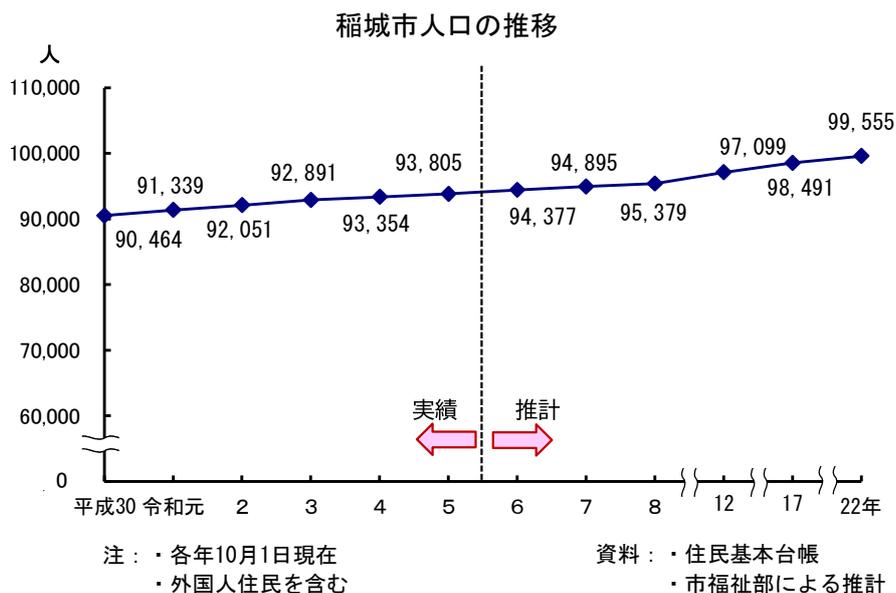
- | | | |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 稲城市の概況 | 11 |
| 2 | 前計画の進捗状況、アンケート調査結果のポイント | 13 |
| 3 | 『第六次稲城市住民活動計画』の策定に向けた課題 | 26 |

1 稲城市の概況

(1) 人口・世帯の状況

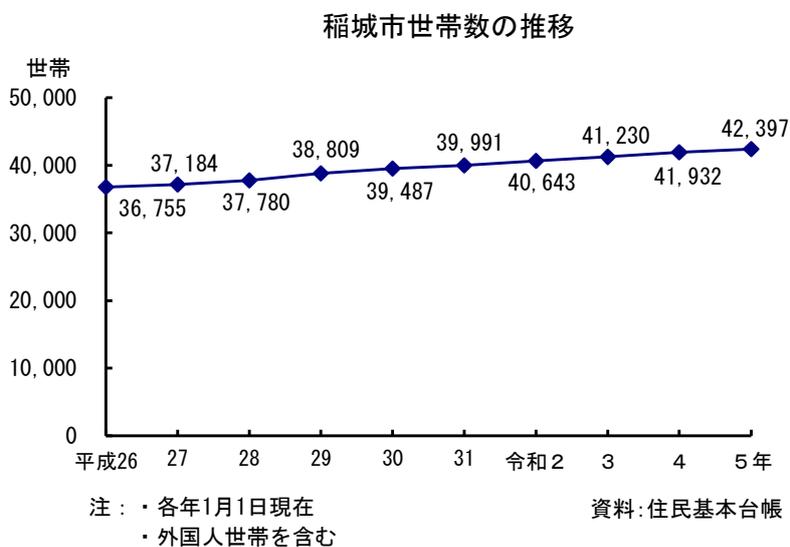
～ 近年は世帯数が年々増加、人口も年々増加を示すものの世帯数の伸びの方が大きく、世帯が小規模化している

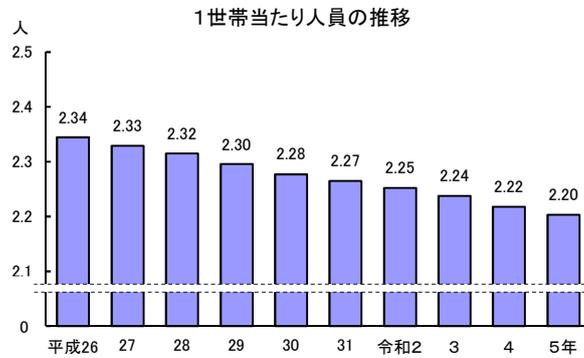
稲城市の人口は、区画整理の進捗等に伴う宅地化等により依然として増加が続いており、令和5年の人口（令和5年10月1日時点住民基本台帳人口）は93,805人となっています。今後も増加することが予測されており、令和22年では約10万人となる見込みです。



世帯数は一貫して増加が続いており、令和5年1月1日現在の住民基本台帳では42,397世帯となっています。

こうした世帯数の増加によって、1世帯当たり人員数の減少が続いており、令和5年では2.20人となっています。





(2) 世帯等の動向

～ 支援が必要になる可能性の高い人が増加している

① 高齢者の状況

一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合は、令和2年で32.3%で、そのうち高齢夫婦世帯は10.6%、高齢単身世帯は10.0%となっています。

高齢単身世帯の伸び率は特に高く、平成27年から令和2年にかけての高齢世帯全体では10.4%増であるのに対し、高齢単身世帯では20.6%の増となっています。

高齢世帯の推移

単位：世帯、%

	稲城市				都平均 令和2年 構成比
	平成27年 実数	令和2年		伸び率 R2/H27	
		実数	構成比		
高齢者のいる世帯	11,682	12,896	32.3	10.4	29.5
高齢夫婦世帯	3,948	4,222	10.6	6.9	7.8
高齢単身世帯	3,302	3,981	10.0	20.6	11.2
その他世帯	4,432	4,693	11.8	5.9	10.5
一般世帯	36,510	39,880	100.0	9.2	100.0

資料：国勢調査

② 障害のある人の状況

本市の令和4年の障害者手帳交付状況は、身体障害者（児）が2,027人で、総人口93,033人に占める割合はおよそ2.2%、知的障害者（児）は570人で、およそ0.6%となっています。また、精神疾患の患者のうち、「精神障害者保健福祉手帳」の所持者は915人となっています。

障害者（児）数の推移 ～ 障害者手帳所持者数

単位：人

年	身体障害者総数	視覚障害	聴覚障害	音声障害	肢体不自由	内部障害	知的障害者総数	精神障害者総数(手帳所持者)
平成29	1,994	125	217	62	1,406	860	481	608
平成30	1,999	142	228	68	1,326	719	513	647
平成31	1,991	137	238	65	1,315	729	523	747
令和2	2,025	144	255	66	1,289	753	564	824
令和3	2,071	157	263	69	1,294	783	550	843
令和4	2,027	151	273	61	1,269	774	570	915

注：各年4月1日現在

資料：統計いなぎ

2 前計画の進捗状況、アンケート調査結果のポイント

(1) 『第五次稲城市住民活動計画』の進捗状況のまとめ

目標1 ともに支え合う地域のつながりをつくります

① コミュニティソーシャルワークの推進

地域福祉コーディネーターの配置における「地域の見守りや支え合いネットワークの構築」では、矢野口地区をモデル地区として事業を開始しましたが、その後、対象を市内全域に拡大することができました。

また、引きこもり傾向の方やごみ屋敷問題など、多様な困りごとを抱える方への個別支援やフードドライブによる地域支援等に取り組んできました。

地域の中から個別の課題を速やかに見つけたり、個別の課題を地域の課題へと広げたりしていくためには、地域でのネットワークの構築が欠かせません。同時に、社協組織内の各部門間での連携や関係機関との協働も重要です。

今後は、令和6年度から実施が予定される「重層的支援体制整備事業」への対応と連携について、市とも協議を行っていきます。

「『ふれあいセンター』の機能強化」では、小地域福祉活動を進めるために「ふれあいセンターコーディネーター」を継続的に確保すること、特に男性の協力者を増やし、新しい取り組みを実施するための体制を整えることが重要です。

また、地域の福祉課題や個別ニーズの把握に向けて取り組む「拠点」として、一層の機能強化をめざします。

「『ふれあいセンター』との連携強化、『ふれあいセンターコーディネーター研修』の実施」では、ふれあいセンターコーディネーターを小地域福祉活動の担い手として支援するために、各ふれあいセンター同士の一層の連携や情報共有を図るための交流会や研修会を実施することが重要です。

「『地域福祉コーディネーター』による総合相談の実施」では、事例検討会を通じて組織全体でのコミュニティソーシャルワークの認識をさらに深め、情報共有していく必要があります。

「福祉なんでも相談会」は、定期的を開催することで地域福祉コーディネーターのPRや周知、民生・児童委員などとの連携強化を図ることができましたが、相談件数は少なかつたため、開催方法の見直しが必要です。

また、幅広く相談を受けるために、“アウトリーチ”の取り組みを強化するなど、他のアプローチの充実を図ることも必要です。

地域福祉の担い手の発掘と養成における「『ご近所つながり隊養成講座』の実施」では、地域活動をしている住民を中心に、「ご近所つながり隊」として組織化せずとも、既に一定程度住民同士の支え合いが構築されていることから、地域福祉コーディネーターが個別

支援などに住民を巻き込むことにより、いざという時に支えてくれる人との関係性やつながりをつくっていくことが重要になります。このことを踏まえ、既に活動しているふれあいセンターや傾聴ボランティアなどの活動、各種ボランティア活動の養成講座などを通して、新たな担い手の発掘と養成を行う方法を検討していきます。

② 福祉教育の推進

さまざまな障害への理解と福祉意識の醸成における「障害当事者や各種ボランティアグループとの連携」では、身体障害者疑似体験のみでなく、知的・発達障害の疑似体験に拡充することができましたが、メニュー化までには至りませんでした。

また、当事者団体やボランティアグループとの連携による新たなメニューの開発と、市内の当事者団体のみでの福祉教育が実施できるよう検討します。

学校との連携強化における「教員向け研修会の開催」では、学校における福祉体験で依頼の多い「身体障害者疑似体験」以外の知的・発達障害の疑似体験等についても採り入れてもらうよう、周知、提案が必要になります。研修会の定期的な開催でさまざまな福祉教育の展開に関する情報提供の場として活用し、継続して実施します。

「支え合い、お互いさま」の意識を高めるプログラム、メニューの開発における「『福祉の学び』の実施」では、自治会や関係機関などから地域の福祉課題を聴取し、それを解決する一つの方法として「福祉の学び」を提案し、実施に向けて働きかけを行うことが必要です。

③ ボランティア活動の推進

ボランティア活動への参加促進における「ボランティアの発掘・養成」では、市民の関心が高い内容等の講座の実施に取り組みました。今後さらに、誰もが気軽にボランティアに参加できるような企画を検討することや、課題になっている若者や男性の参加拡大推進等のために、大学や企業などとの連携の方法を検討していくことが必要になります。

また、さまざまな媒体を活用したボランティア情報の発信強化を継続して行っていくことが重要です。

「『ボランティア基金』の活用」では、ボランティア基金は、長期にわたる低金利のため令和元年度に要綱を改正し、果実（預金利息）運用型から原資取崩型に変更しました。このことを機に、地域福祉コーディネート事業先進地区の視察研修ほか、ボランティア基金の活用を計画しましたが、コロナ禍により断念することになりました。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、今後は、改めてボランティア基金の活用によるボランティアの養成、活動支援を検討します。地域福祉コーディネート事業の先進社協が行う研修や都内社協での実地研修に再度参加していくことも重要になります。

「ボランティアセンター」の充実における「『ボランティアセンター』の充実に向けた検討」では、ボランティアの交流スペースの確保は、当協議会全体の執務スペースの配置に

よるため困難で、現状では、有効な解決策は見出せない状況です。

また、登録ボランティアグループの担い手不足などによる活動困難を防ぎ、活動をさらに活発化させるために、継続的に支援を行う必要があります。

災害に備えた取り組みの強化における「『災害ボランティアセンター』の設置運営（災害時要配慮者への取り組みを含む）」では、「BCP（事業継続計画）」改定に伴い、本市が被災した場合を想定し、「災害時職員行動マニュアル」及び「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」を見直し、改正を行いました。これを基に継続的な訓練の実施と検証を行って、事業の一層の充実をめざす必要があります。

また、有事の際には被災地災害ボランティアセンター運営支援による職員派遣を引き続き行い、当協議会の災害に対する取り組みに活かせるよう、被災地支援の経験を蓄積していくことが大切です。

④ 地域の居場所づくりの支援

交流イベント実施の支援、助成事業、ふれあいセンター活動の充実における「助成事業や『ふれあいセンター』などを活用した地域の居場所づくり活動への支援の充実」では、今後とも、地域福祉コーディネーターによる地域の居場所づくり活動への支援として、サロン活動の立ち上げや活動の相談支援を行うことが重要です。また、コミュニティソーシャルワークの「アウトリーチ」の拠点として位置づけ、継続的に支援を行います。

「ふれあいセンター」閉所日の有効活用については、再考の余地があります。

目標2 地域のつながりを活かして一人ひとりの生活を支援します

① 総合相談の実施

総合相談窓口の設置における「『地域福祉コーディネーター』による総合相談の実施【再掲】」では、組織全体で情報共有を行うため、事例検討会を通して組織全体でのコミュニティソーシャルワークの認識をさらに深める必要があります。

「福祉なんでも相談会」は、定期的を開催することで地域福祉コーディネーターのPRや周知、民生・児童委員などとの連携強化を図ることができましたが、相談件数は少なかつたため、開催方法を見直す必要があります。幅広く相談を受けるために、アウトリーチの取り組みを強化するなど、他のアプローチの充実を図ることが重要です。

関係機関などとの連携強化における「関係機関とのネットワークの構築（福祉分野以外も含む）」では、地域福祉コーディネーターが二層協議体など既存のネットワークに参画し、各関係機関との関係性を構築しました。関係機関から寄せられた相談や課題については、地域福祉コーディネーターが中心となり社協内部や関係機関と情報共有を図り、ケース会議で検討するなど課題解決に向けて取り組みました。引き続き福祉分野以外の市民団体等との関係構築に努めていく必要があります。

② 各支援サービスの充実

複数のサービスで、活動会員の人数不足が利用者のニーズと合致しないという課題を抱えています。相談支援や関係する機関と連携し、サービスの一層の充実を図ることも必要になります。

ひきこもりがちな人への支援の確立における「ひきこもりサロン『とまりぎ』の充実」では、「とまりぎ通信」の発行など事業周知を積極的に行いました。

また、新たな居場所の検討をするため、場所の選定や実施方法について利用者のニーズの確認等を行ってきた結果、現状維持となりました。

参加者のニーズに柔軟に対応していくために、さらにサポーター養成に努めることが必要です。

「ひきこもり支援の充実」では、相談支援事業と地域福祉係（CSW 事業）とが協働で支援体制整備を行ってきました。今後も支援者、当事者・家族との信頼関係の構築と継続的支援が大切であり、当事者、家族に寄り添うための支援者のスキル向上が必須となります。さらに、当事者のニーズの掘り起こしに努め、多様な社会参加の場の開拓につなげることが重要です。

判断能力が不十分な人への支援の充実における「『地域福祉権利擁護事業』の周知強化と支援充実」では、本事業を必要とするニーズは、2025年問題等の高齢化の進行とともに増加することが見込まれますが、現時点では契約者の増加に結びついてはいません。

また、当協議会の契約者数に占める生活保護受給者の比率は約6割で、都内平均の約3割と比べて特に高くなっています。なお、相談から初回訪問までに長期間を有するようなケースは現在発生していないことから、福祉サービス利用援助事業という事業の根本に立ち返り、潜在的な要支援者を早期に発見する取り組みを検討する必要があります。

「成年後見制度」の利用促進における「成年後見制度利用促進法に基づく事業の実施」では、「第二次稲城市成年後見制度利用促進基本計画」によって、“中核機関”の担う役割を「稲城市」と「稲城市福祉権利擁護センターあんしん・いなぎ」、「多摩南部成年後見センター」の3者で分担し、協働で推進することになりました。各主体が適宜連携して、権利擁護支援や成年後見制度が必要な方への支援を進めることが重要です。

市民が支えるサービスの推進における「有償家事援助事業（ほっとサービス）の実施」では、ほっとサービスは本来、公的サービスを補完する役割として支援を行ってきましたが、近年では公的サービスと同等のサービスを求められるケースが増えている状況にあります。今後も利用依頼や実績からニーズを収集し、継続的に対応できる活動会員の育成に努めることが必要です。

「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施」では、利用内容として、以前は大半を占めていた「子の預かり」から、現在では約6割が「送迎、送り

出し」となり、利用の傾向に変化が見えています。

活動会員の不足が原因となる利用の不成立が減少するよう、事業周知とともに養成講習会の充実を図り、活動会員の増強と安全な活動となるように努めます。

「福祉有償運送事業（ハンディキャブ事業）の実施」では、計画的な車両の入れ替えを進めます。また、安全な運行のためにも、運転協力員が過度な負担なく活動を継続するために、協力員の増員への取り組みを継続していきます。

「活動者の確保と研修の実施」では、定期的な研修会とはつらつワーク稲城との連携については今後も継続し、内容についても利用者の特性や利用傾向などを加味した内容として継続していきます。

「新たなニーズに対応するサービス展開の検討」では、ヘルパーステーションの職員が、活動者が支援する中で発見した困りごとや世帯の状態などを共有することで、積極的に他機関との連携を図っていくことが重要になります。

各種福祉サービスの展開における「ホームヘルプサービスの実施」では、人材確保に取り組むとともに、今後も継続して支援の充実を図ります。

「障害者相談支援事業における精神障害者への支援の充実」では、今後も「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の推進に向け、課題（地域で問題となっているケースについての高齢分野との連携等）を協議するとともに、各機関の連携体制や稲城市に足りない資源についての検討も行い、「自立支援協議会」に提言を行います。

「一人ひとりの特性に合わせた『障害者就労継続支援B型事業』の充実」では、コロナ禍により事業活動が停滞し工賃が減少した時期もありましたが、利用者一人ひとりに合わせた作業を検討するとともに、新商品の開発や販売価格の見直し等を行ったことによって平均工賃の増額に繋がりました。

今後の課題として、利用者の高齢化に伴い柔軟に作業内容を変更する必要があること、また、同様に高齢化している保護者へのフォローも必要になります。

地域に根差した事業所となるよう、地域住民や関係機関との関わりを一層大切にしていけることが重要です。

「一人ひとりを大切に『生活介護事業』の充実」では、今後も利用者一人ひとりが生きがいを持って楽しみながら通所できるよう、継続して支援します。

また、介護保険との制度の狭間にある高齢の方や医療的ケアが必要な方など、他事業所では受け入れが難しい障害のある方の受け入れについて、今後当協議会の生活介護事業が担う役割を見極めながら、事業の充実が図れるよう対応していく必要があります。

「地域とのつながりを意識した『地域活動支援センター』の運営」では、相談支援や関係機関と連携し、さらに訪問活動の充実を図ります。また、さまざまな障害やニーズに応じたプログラムを実施し、地域住民や関係機関とのつながりを持ちながら、障害への理解促進に

努めていきます。

『はつらつワーク稲城』（高年齢者無料職業紹介所）の運営」では、70歳以上の方を含む65歳以上の方を中心に、より多くの求職者が納得のいく就業につながるよう、引き続き就業相談・支援や求人の拡大（職種と件数）、市内施設でのパンフレットの配架のほか、自治会掲示板の利用などによる事業の周知に取り組んでいきます。

目標3 市民とつながり、ともに歩む社協をつくります

① 広報活動の強化

ホームページやソーシャルメディアを活用した効果的な情報発信方法の検討における「ソーシャルメディアを活用して幅広い世代を対象に情報発信、収集を行い、必要な情報が必要な人へと届く仕組みづくり」では、災害発生時に災害ボランティアセンターの設置とほぼ同時に当協議会のホームページを「災害用ホームページ：災害ボランティアセンター」に変更することを可能にしました。

また、ソーシャルメディアの理解や使いこなしを目的として、ソーシャルメディアに関する職員研修を実施した結果、YouTube や LINE を使った取り組みを始めました。さらに、福祉センター会議室等の利用案内をデジタルサイネージ（モニター表示）に変更し、その表示機能を活用して各種事業に関する広報活動を行いました。

ソーシャルメディアについては一定の活用を始め、積極的に行っています。

『いなぎ社協だより』の紙面内容と配布方法の改善における「より親しみのあるわかりやすい紙面作り」では、紙面サイズのA4判からタブロイド判への変更、年間発行回数6回から4回（季刊）への変更と、全号全戸配付といった目標を達成しました。紙面のサイズ変更に合わせて、従来にも増してイラストや写真の多用、文字の大きさや太さ、配色を工夫することで、見やすさの向上に努めました。

② 事務局組織体制の強化

総合相談の実施に向けた組織体制の強化における「組織体制の強化に向けた検討」では、稲城市が検討している「重層的支援体制整備事業」と連携して取り組んでいくことが重要な課題となり、「職員育成の強化」については一定程度目標を達成できた一方で、「SDS」に関しては令和4年度から導入しているものの十分な活用には至っておらず、残る課題となっています。

③ 財源確保の取り組みの強化

社協会員制度における「会員拡充の工夫」では、社協の事業や取り組みへの理解と賛同による、賛助金収入の増加を図る取り組みの強化に努めました。今後もより積極的に「コミュニティソーシャルワーク」など当協議会独自事業のPRを行い、事業などへの理解と賛同による賛助金収入の増加を図る取り組みを強化していきます。

民間助成金の活用と寄付金の募集における「事業周知活動の効果的な実施による寄付のしやすい仕組みづくりと民間助成金の活用促進」では、寄付についてはクレジットカード決済、キャッシュレス決済等新しい試みを始めたとありますが、その活用はさほど多くなく、また、使える決済手段も限られているため引き続き検討課題です。

また、従来活用していなかった（民間）助成金に対する申請を行い、一定の成果を得られたことから、今後も継続して情報収集を行い、（民間）助成金を積極的に活用します。

収益事業の拡充における「収益増加に向けた取り組み」では、自動販売機を市内文化センター2か所に追加設置し、増収となりました。今後も設置可能な場所を探し、関係各所に働きかけを行うことが重要です。

寄付に関するクレジットカード決済・キャッシュレス決済等が利用可能になったことも、積極的に周知していきます。

基金・積立金の積極的な活用については、福祉基金とボランティア基金は、その果実（預金利息）をそれぞれ社協運営費とボランティア育成事業費の財源としていましたが、長い低金利状態や社会福祉法の改正により、社会福祉法人において用途が明確でない資産を有することを不適切とする流れがあったことから、福祉基金を廃止し、その資産を固定資産等整備積立金、災害ボランティアセンター設置準備積立金、組織運営調整積立金として活用するとともに、ボランティア基金は原資取崩しによる活用ができるように変更しました。

④ 地域における公益的な取り組みの実施

公益的な事業の実施における「他の社会福祉法人との共同実施も視野に入れた、当協議会の『地域における公益的な取り組み』の実施」では、東保育会と永明会とともに「子どもの居場所 くれぱ！」を開始しましたが、現在はコロナ禍により中止しています。今後は改めてニーズ把握を行い、東保育会と永明会と協議をしながら再開をめざします。

「稲城市社会福祉法人連絡協議会」が地域における公益的な取り組みとして、令和5年度から「フードドライブ事業」を行うことになり、連携して事業の拡大を図っていくことが重要になります。

(2) アンケート調査結果からみた現況と課題

本計画の策定に向け、基礎資料とするために、令和5年10～11月に市民に対するアンケート調査を実施しました。その実施概要は次のとおりです。

<アンケート調査の概要>

- ・調査区域：市内全域
- ・調査対象：当協議会会員、登録ボランティアなど
- ・対象者数：計1,673（うち、有効送付数は1,630）
- ・実施方法：郵送配付－郵送回収法（*回収については、WEB回答も併用）
- ・回収結果

有効回収数	有効回収率
750	46.0%

以下に調査結果のポイントを抜粋して示します。

①近所づきあい

近所の方とのつきあいの程度については、「第五次計画」「第四次計画」策定のためのアンケート調査（以下、順に「前回調査」、「前々回調査」と言います。実施時期は、順に平成29年9～10月、平成23年9月）では「何か困ったときに助け合えるような親しい人がいる」が最も多かった結果と比べて、今回調査では「立ち話のできる人がいる」が前回調査時より2.5ポイント増えて最も多い回答となり、ややつきあいの程度が薄い人が増えていることがうかがわれます。

近所の方とのつきあいの程度

単位：%

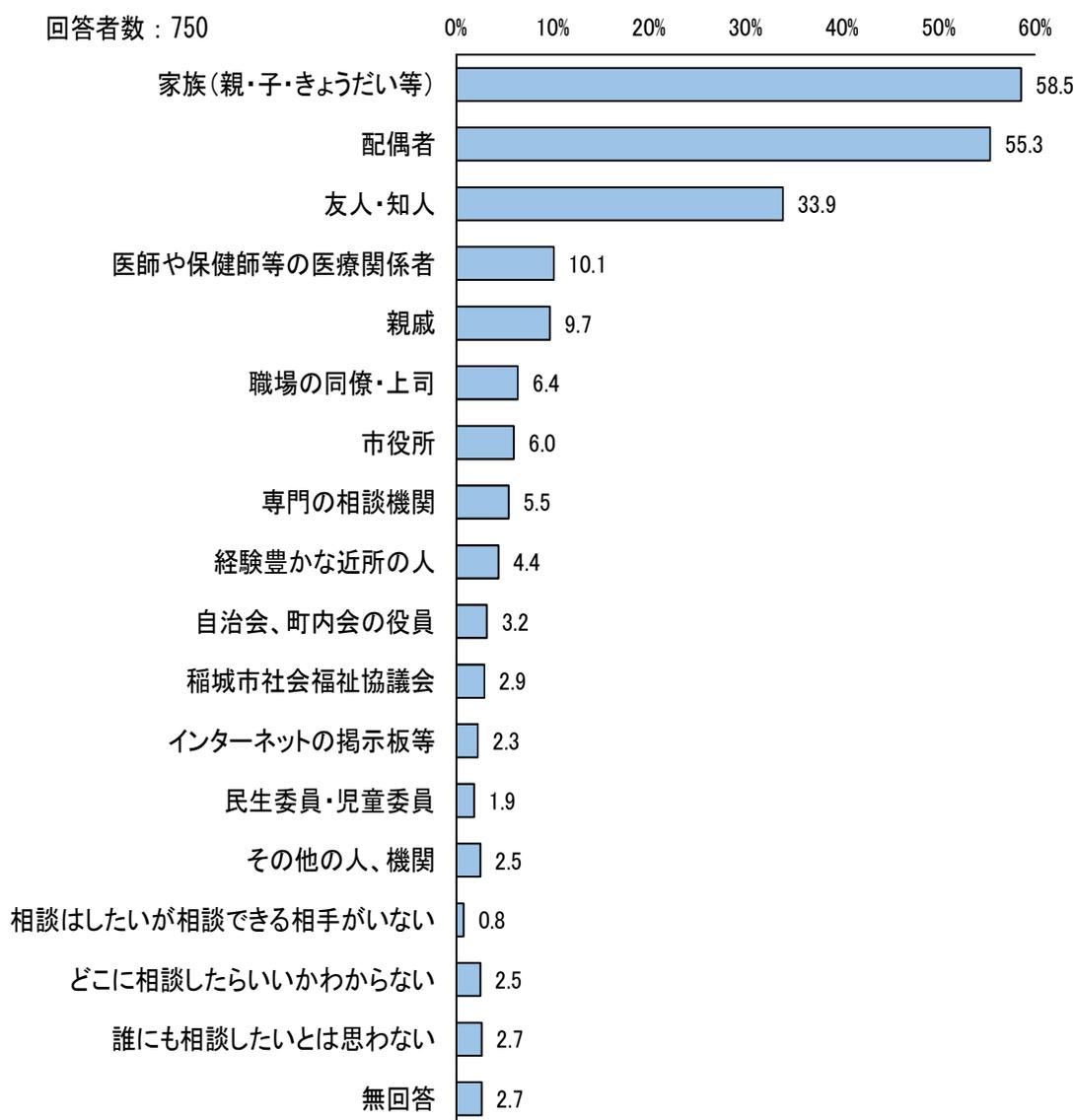
	回答者数	何か困ったときに助け合えるような親しい人がいる	立ち話のできる人がいる	あいさつを交わす程度の人がいる	ほとんどつきあいがいない	わからない	無回答
今回調査	750	34.9	38.4	20.4	3.2	0.4	2.7
前回調査	752	40.7	35.9	18.6	3.5	0.1	1.2
前々回調査	674	45.3	31.9	16.5	3.1	0.0	3.2

②日常生活で困っていること等

日常生活の中で日ごろ困っていること、悩みを感じていることについての質問では、20歳代から40歳代までの比較的若い層では「特にない」、「家族の健康や介護に関すること」、「仕事に関すること」等が多いものの、50歳代では「将来の生活についてのこと」、60歳代から80歳以上までの高齢層では「自分の健康に関すること」が最も多くなっており、健康・健康づくり等に関する正確でわかりやすい情報の提供や、地域において健康づくりに取り組みやすい環境の整備、健康づくりを支援する施策・事業等が重要になることが考えられます。

また、日常生活の困りごとや悩みを現在、誰に相談しているかでは、「家族（親・子・きょうだい等）」、「配偶者」、「友人・知人」という私的な関係の相談先を挙げた回答が多くみられます。「社会福祉協議会」2.9%、「市役所」6.0%など公的機関・組織等を答えた人は少なく、知名度や利用の便の一層の向上などの課題がうかがえます。

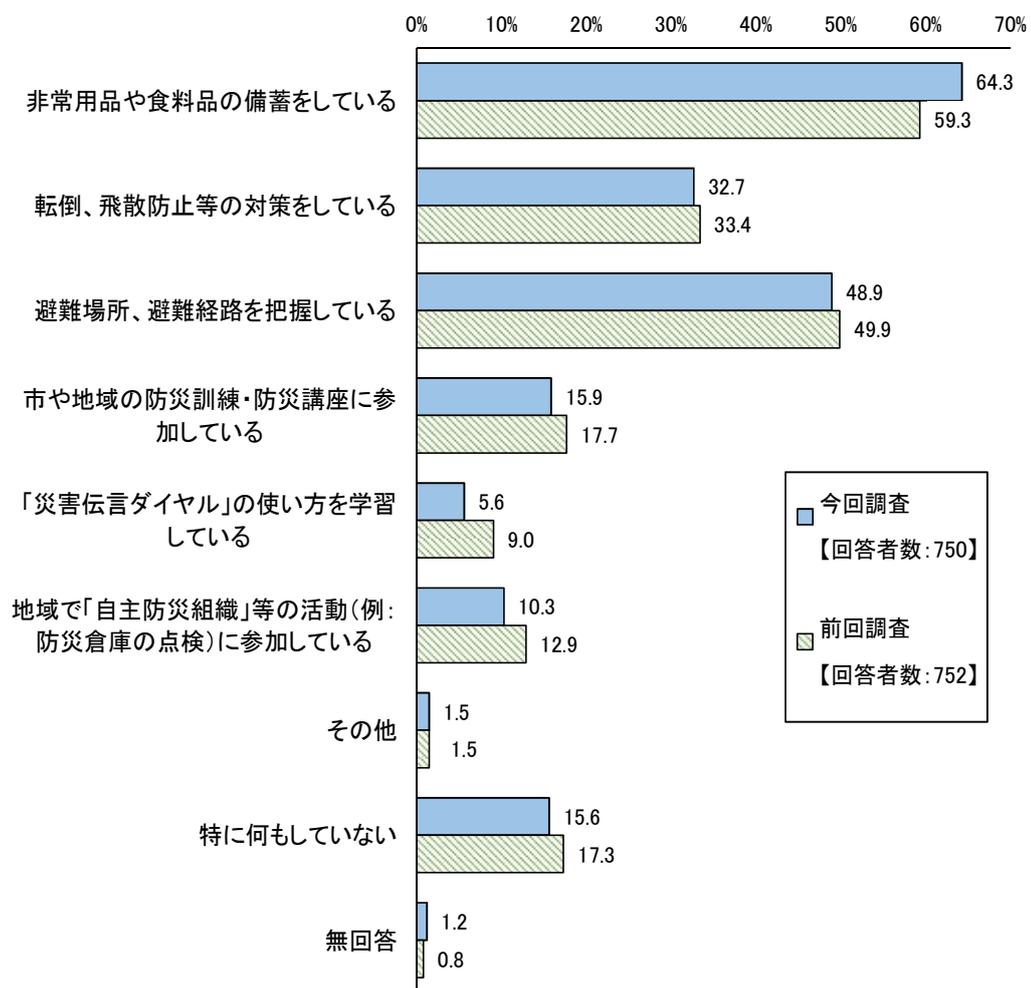
日常生活の困りごとや悩みの現在の相談先



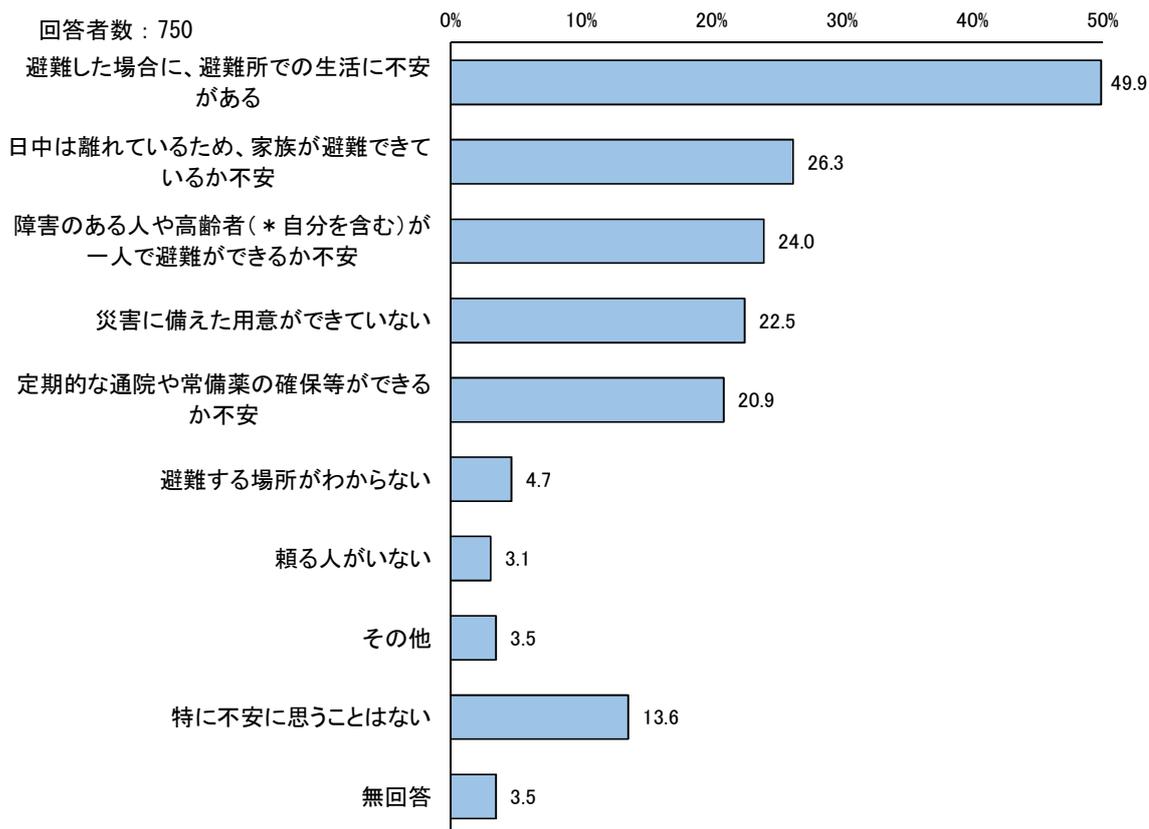
③災害に対する備え等

災害に備えて何か対策をしているかどうかの質問に対しては、「非常用品や食料品の備蓄をしている」という回答が最も多く、次いで「避難場所、避難経路を把握している」が多く、「転倒、飛散防止等の対策をしている」が続いていますが、一方で、「特に何もしていない」という回答も今回調査で15.6%と、1割台半ばを占めています。男性では、「特に何もしていない」が女性に比べて多くなっており、特に男性を対象にした災害への備え等の啓発・情報提供等が重要と考えられます。

災害に備えた対策



災害が起きた場合に不安に思うこと



また、災害が起きた場合に不安に思うこととしては、「避難した場合に、避難所での生活に不安がある」との回答がほぼ半数に達して最も多くなっています。

④地域活動、ボランティア活動

現在、地域活動やボランティア活動をしているかどうかの質問の結果は、「定期的に活動している」が 28.5%、「ときどき活動している」が 10.7%、「以前活動したことがあるが現在はしていない」が 22.3%で、3選択肢の回答割合を合計すると 61.5%となります。

前回調査時と比較すると、「活動したことがない」が 38.3%から 33.7%へとかなりの減少を示していますが、一方で「以前活動したことがあるが現在はしていない」が 5.8 ポイント増加しています。

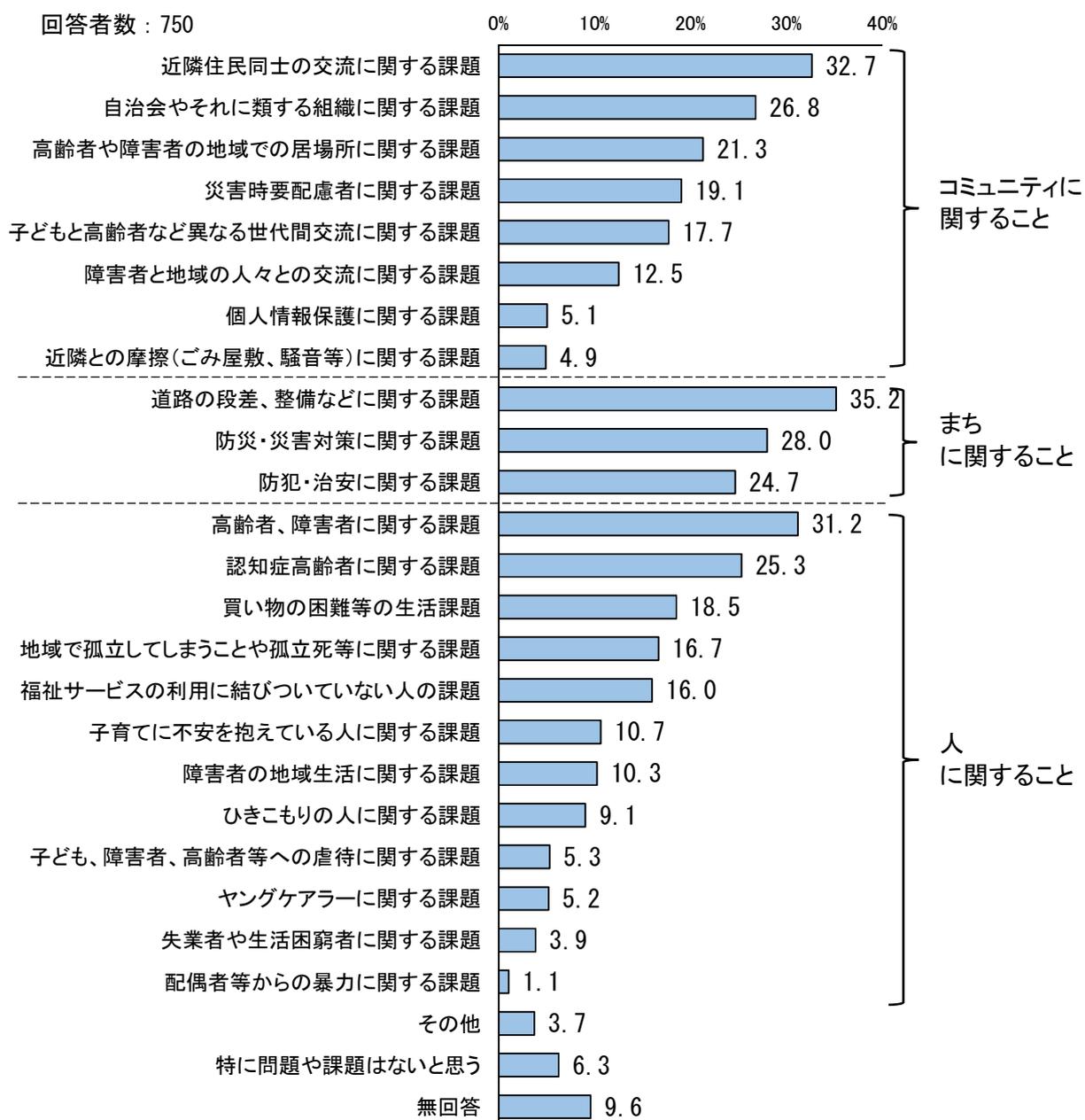
活動に参加する人が多くなるよう、一層の取り組みが必要であることがうかがえます。

単位：%

	回答者数	定期的に活動している	ときどき活動している	以前活動したことがない	以前活動したことが現在はない	活動したことがない	無回答
今回調査	750	28.5	10.7	22.3	33.7	4.8	
前回調査	752	27.4	13.0	16.5	38.3	4.8	

住んでいる地域についてどのような課題があると感じているかの質問の結果は、「道路の段差、整備などに関する課題」、「近隣住民同士の交流に関する課題」、「高齢者、障害者に関する課題」、「防災・災害対策」、「防犯・治安に関する課題」という回答等が多くなっています。地域住民自身は、“安全・安心”の確保や、住民同士の交流の欠如を課題と感じていることがわかります。また、居住地区等によって多少ばらつきがみられるものの、「地域で孤立してしまうことや孤立死等」、「子どもと高齢者など異なる世代間の交流」、「認知症高齢者に関する課題」、「買い物困難等の生活課題」等も上位で回答されています。

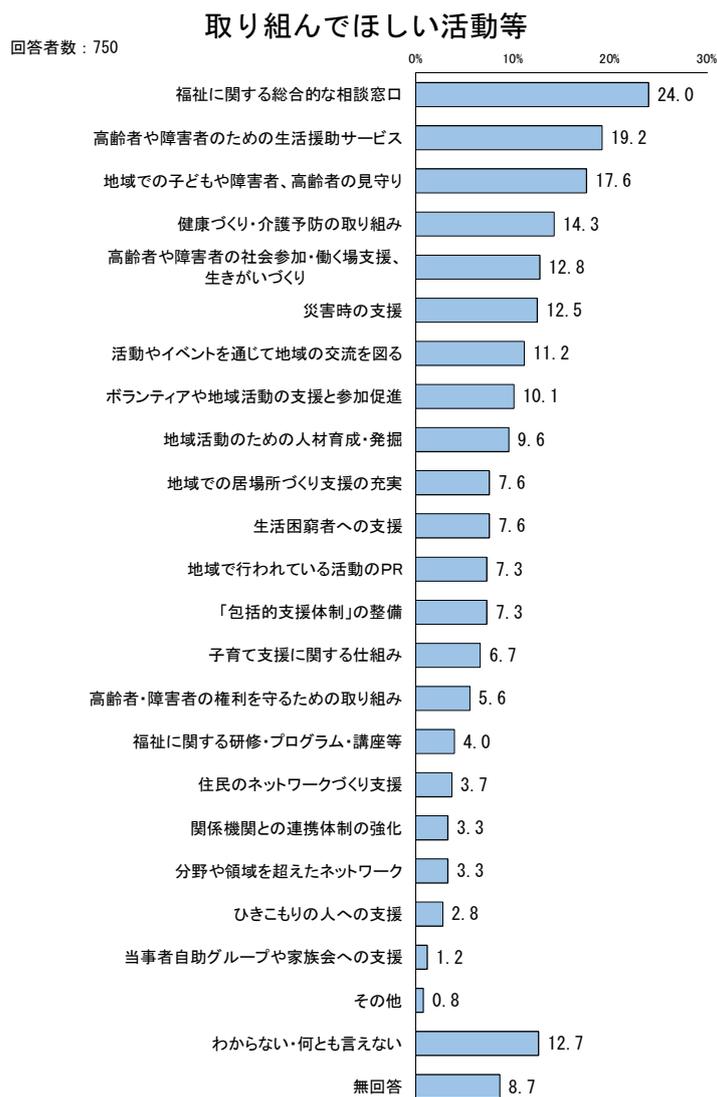
住んでいる地域の課題



⑤社会福祉協議会など

当協議会の事業や活動のうちで知っていたものとしては、『いなぎ社協だより』の発行」という回答が6割近くに達して最も多く、「歳末たすけあい運動」、「ふれあいセンター」、「ボランティアセンターによるボランティア活動の支援」が続いています。『いなぎ社協だより』は、福祉サービスに関して必要な情報の主な入手元についての別の質問でも『当協議会ホームページ』と並んで2番目に多い回答となっており、広く認知・活用されていることがうかがえます。今後、こうした一般的な取り組みに加えて、各福祉分野等の専門的サービスについても認知度を更に上げ、利用につなげていくことが課題になると考えています。

今後、当協議会に取り組んでほしい、または力を入れてほしい活動としては、全体では「福祉に関する総合的な相談窓口」という回答が最も多く、「高齢者や障害者のための生活援助サービス」、「地域での子ども、障害者、高齢者の見守り」が続いています。年代別でも、子育て世代の30歳代では「子育て支援に関する仕組み」が、40歳代では「地域での子ども、障害者、高齢者の見守り」が、それぞれ最も多い回答になっていますが、50歳代以上の年代では全て一貫して「福祉に関する総合的な相談窓口」が最も多くなっており、稲城市と当協議会が力を合わせて進めている取り組みの方向性と符合したものとなっています。



3 『第六次稲城市住民活動計画』の策定に向けた課題

(1) 地域での支え合いとボランティア活動への支援・促進

子どもや高齢者、障害のある人等すべての人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、地域での支え合い活動への理解を図り、地域の中で安心して暮らし続けられる仕組みを確立することが重要です。

アンケート調査では、困っている近所の方に頼られた場合に、「話し相手」「買い物代行」などでできることがある、という回答が多く、また、住んでいる地域に「近隣住民同士の交流に関する課題」が多いとの回答が多かった一方で、「地域活動やボランティア活動をしたことがない」との回答が3人に1人程度に達しており、今後も市民意識の醸成や参加を促す取り組みに一層力を入れ、「市民の支え合い」「お互いさまの関係」を育てていく必要があります。

また、当協議会が運営主体となっている「ふれあいセンター」は、地域の人たちの身近な交流の場となっています。今後も地域での交流等を通じて自治会活動やボランティア活動等への意識の高まりにつながるよう、環境づくりを進めていく必要があります。

(2) 多様な地域生活課題への対応

地域の中には、いわゆるケアラー（ヤングケアラー・ダブルケア）、ひきこもり・閉じこもり状態にある人、8050問題、多様な性のあり方、子どもの貧困の問題、さらには複合的な課題等、今後注力して対応していくべき「多様な課題」が多く潜んでおり、それらの課題を発見し適切・丁寧に対応し解決していくことが必要になります。地域に根ざした支え合いの活動、法や制度に基づく福祉サービス提供等との相互連携の仕組み及び有機的に組み合わせ連携させる取り組み（コミュニティソーシャルワーク）が、課題の解決に向けて非常に重要です。

そのため課題の解決に向けて体制を強化し、地域での連携を進めていくことが必要です。

(3) 尊厳・権利の擁護

認知症高齢者や知的・精神障害者（手帳所持者）が、地域の中でその人らしい生活を続けていくにあたり、「成年後見制度」が重要な役割を果たすことが見込まれますが、アンケート調査では、成年後見制度の認知度は「よく知らないが聞いたことがある」との回答が3割台半ばを超えて最も多く、次いで「知っていた」となりました。稲城市においても、「成年後見制度利用促進法」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」の内容に沿って制度の周知をはじめ、必要な人へ権利擁護の支援を促進していくことが重要です。

(4) 情報提供

アンケート調査では、地域活動やボランティア活動に関する情報の現在の入手状況について、『広報いなぎ』、『いなぎ社協だより』や市、社会福祉協議会のホームページ等を通じて入手している」という回答が多い一方で、「入手していない・しない」との回答も5%程度みられ、市民が受け取りやすい情報提供を確認・検討していく必要があります。



第 3 章 基本的な考え方

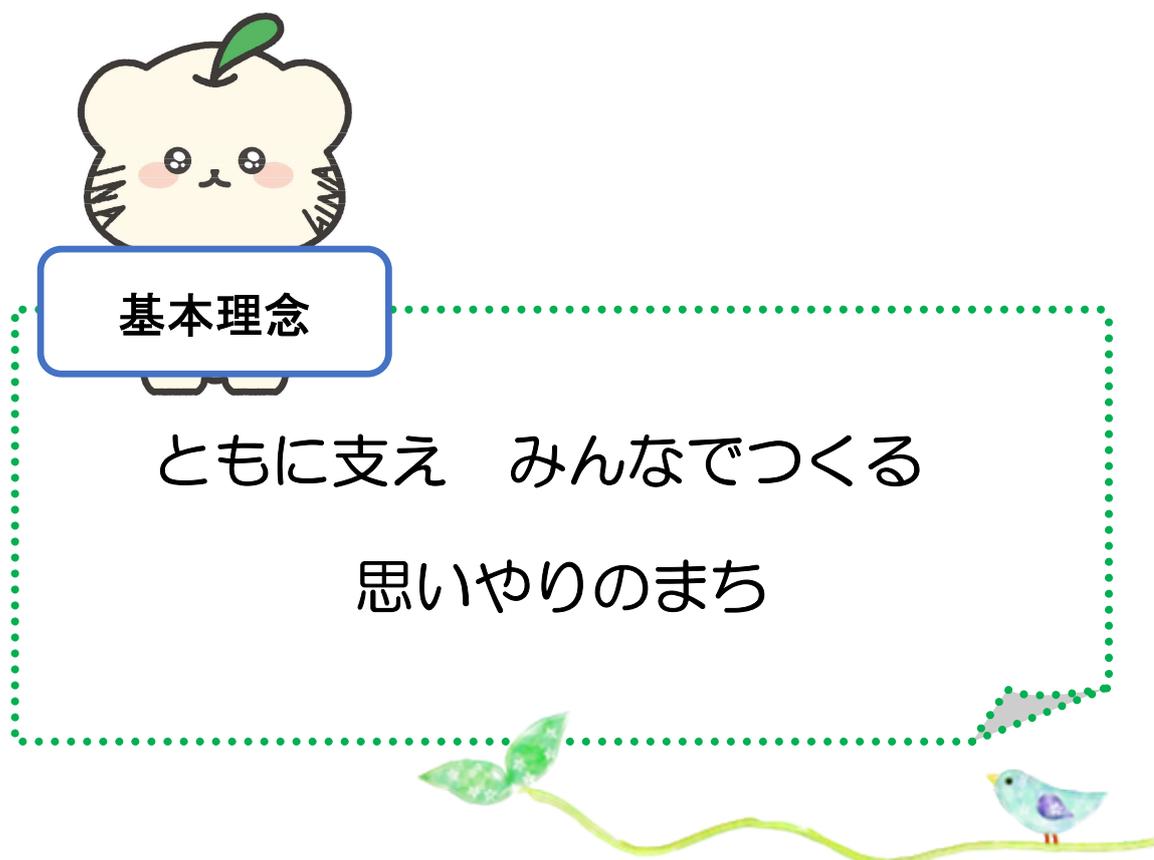
1	計画の基本理念	31
2	計画の基本目標(地域課題と解決の方向)	32
3	計画の体系図	34

1 計画の基本理念

本計画と対を成し、“車の両輪”として共に稲城の地域福祉を進めていくため稲城市が策定した『第四次稲城市保健福祉総合計画（地域福祉計画）』では、その「基本理念」を、新たに「だれもが地域でともに生き、健やかに安心して暮らせるまちづくり」としています。

一方で、本計画の前計画である『第五次計画』では基本理念を「ともに支え、みんなで作る 思いやりのまち」として、さまざまな取り組みを進めてきました。

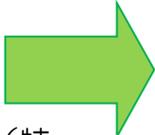
以上のことを総合的に踏まえて、本計画の基本理念は前計画を継承し、「ともに支え みんなで作る 思いやりのまち」とし、すべての人が地域で安心して生活できるよう、地域で支え合い、個人の尊厳が守られるまちをめざします。



2 計画の基本目標（地域課題と解決の方向）

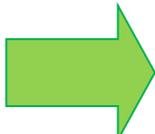
アンケート調査の結果等を踏まえ、地域課題を大きく3つの柱に整理しました。

◇地域活動を支える人材が不足している



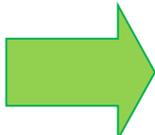
- ・ 人口の高齢化に伴い、地域活動やボランティア活動を支える若い世代や男性（特に定年後の男性）が不足していることから、活動に参加するきっかけづくり機会を増やす必要があります。
- ・ 地域社会への貢献を促進するために、ボランティア活動の魅力や重要性を広く伝える必要があります。
- ・ ボランティア同士が交流できる場を提供し、連携を強化することが求められています。

◇困ったことや不安なことがある時に、助けてくれる存在が欲しい



- ・ 高齢者や認知症の方、障害のある方が抱える不安や心配ごとは多岐にわたっていて、専門的な適切なサポートやサービスの提供により、安心して暮らせる環境が求められています。
- ・ 「福祉の総合相談窓口」が必要で、たらい回しになったり断られることがなく、気軽にいろいろな相談ができる場所が求められています。
- ・ 不安や困りごとがあったときに、そのことに関しての支援につながる関係機関が連携して、スムーズに対応してくれることを希望しています。
- ・ 地域住民がお互いに見守り合い、安全な環境で過ごせることが必要です。
- ・ 「地域福祉コーディネーター」に、継続的に見守り支援してほしいと希望しています。

◇誰かとのつながりや交流の少なさを感じている



- ・ ご近所の方とのつきあい方が希薄化し、交流の機会が減っているために、コミュニケーションを図る場やきっかけが求められています。
- ・ 防災訓練や災害時の避難訓練への参加者が減少していることから、地域全体で防災の重要性を啓発し、参加意欲を高める必要があります。
- ・ 災害時の避難計画や避難場所についての知識を持ち、平時からの住民同士のつながりを持つことにより助け合える環境があることの安心感、不安感の軽減が求められています。

基本目標1 思いやり 支え合いのあるまち

支援する側、支援される側という一方的な関係ではなく、お互いの存在を気にかけて思いやり、支え合うことのできるまち

解決へのカギ

- 誰でも気軽に始められる地域活動、ボランティア活動
- さまざまな地域生活課題に対する、地域住民の理解と協力
- 共に生きる力を大切にする学びの場の提供
- 情報発信による地域活動、ボランティア活動への意識の醸成



基本目標2 寄りそい 安心して暮らせるまち

さまざまな価値観が存在することをお互いに認め合い寄りそいながら、誰もが安心して自分らしく暮らすことのできるまち

解決へのカギ

- 地域福祉コーディネーターによる地域生活課題の解決
- 身近な地域で誰もが参加できる居場所づくり
- つながり続ける
- 意思決定支援を重視する
- ひきこもり等、生きづらさを抱えている方への支援



基本目標3 つながり みんなでつくるまち

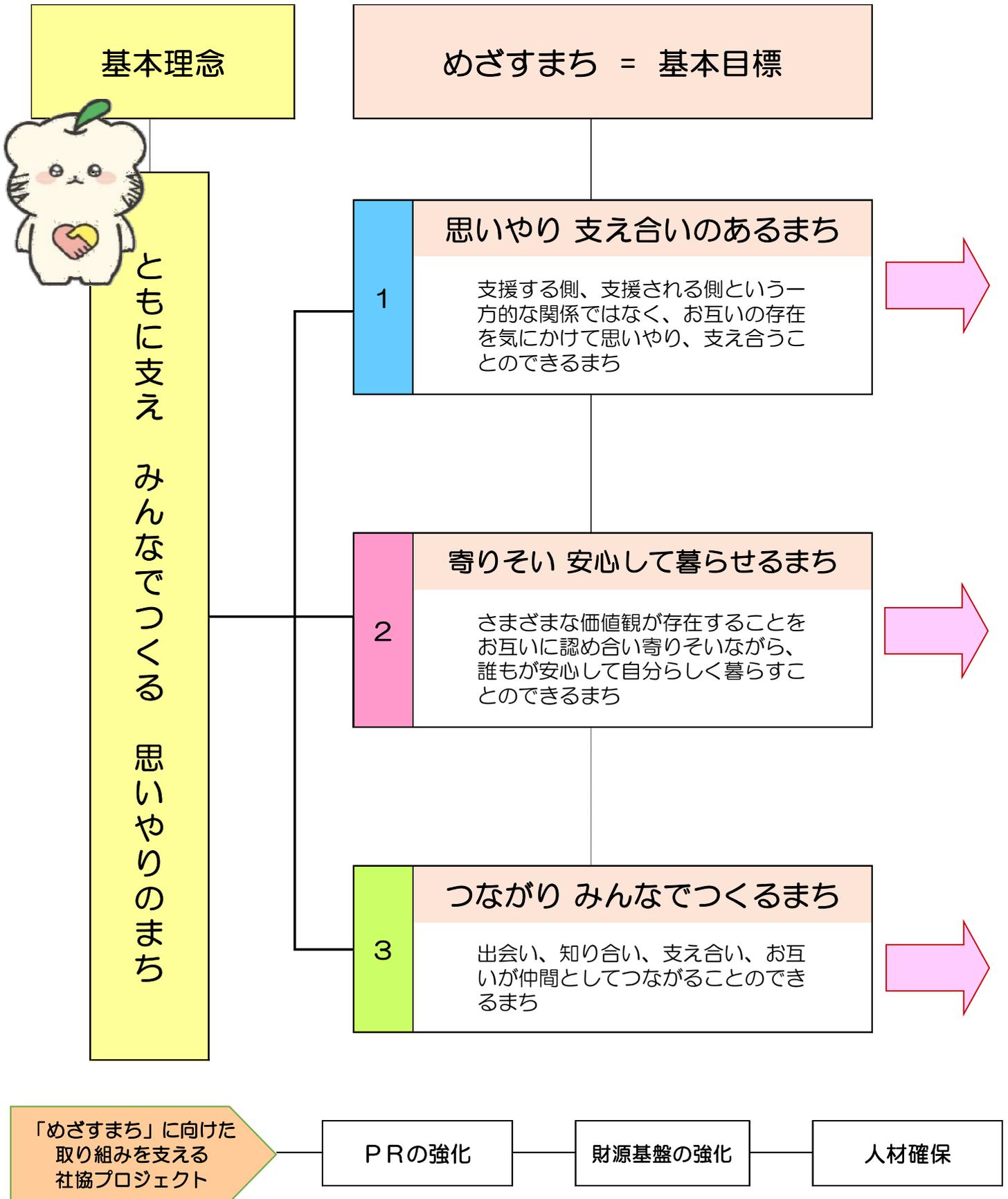
出会い、知り合い、支え合い、お互いが仲間としてつながることのできるまち

解決へのカギ

- 地域で活躍する「人財」の発掘とネットワークづくり
- 災害への備えと発災時の行動
- さまざまなツールの活用による適切な情報発信
- さまざまな特徴や専門性を持つ団体や企業等との連携



3 計画の体系図



《目標を実現するための取り組み》

<p>(1)</p>	<p>きっかけをつくろう</p> <p>誰にでも社会的な役割や活躍の場がある地域づくりを目指します。 #ボランティア活動 #社会参加 #人材 #SNS #リモート #学生 #楽しく</p>
<p>(2)</p>	<p>「お互いさま」で助け合おう</p> <p>地域のつながりや助け合いの仕組みの活用を広げ、自分の「困った」が言え、周囲の「困った」に気づき、助け合う地域をつくりまします。 #共同募金 #寄附 #ほっとサービス #ファミサポ #ハンディキャブ #見守りネットワーク #防犯</p>
<p>(3)</p>	<p>「ともに生きる力」を育てよう</p> <p>地域に暮らす人々の困りごとを知り、ともに生きる思いやりの心を育んでいきます。 #福祉教育 #ボランティア活動による学び #地域共生社会 #知る</p>
<p>(4)</p>	<p>ボランティア、当事者団体、家族会の活動を盛り上げよう</p> <p>魅力ある活動を発信し、活動をつないでいきます。 #活動の継続、充実 #担い手育成 #デジタル活用 #弱さでつながる</p>
<p>(1)</p>	<p>生きづらさや課題を抱えていても、自分らしく暮らそう</p> <p>誰もが安心して暮らせるよう、周りの人ができることを手助けしたり多面的に支えたりする仕組みを広げます。 #多様性 #CSW #重層的支援体制整備事業 #連携 #ニーズ把握 #伴走型支援 #ひきこもり #アウトリーチ #ふつうの相談</p>
<p>(2)</p>	<p>一人ひとりの権利を尊重しよう</p> <p>お互いに理解・尊重し、多様性を認め合いながら、個人の権利が守られる地域をめざします。 #地域共生社会 #権利擁護 #意思決定支援 #福祉サービス利用援助 #成年後見制度 #社会参加 #バリアフリー #親亡き後 #福祉教育</p>
<p>(3)</p>	<p>さまざまな形の寄りそう仕組みをつくろう</p> <p>お互いを気に掛け合い、寄りそう力を発揮できる居場所づくりを進めます。 #社会的孤立の解消 #ふれあいセンター #ふれあい・いきいきサロン #多世代交流 #居場所 #情報が集まる場所</p>
<p>(1)</p>	<p>地域の「人財」とつながろう</p> <p>さまざまなネットワークとの交流を通してお互いの強みや特性を活かし、つながります。 #交流 #活動したい #ネットワーク #顔の見える関係</p>
<p>(2)</p>	<p>災害に強い地域をつくろう</p> <p>災害に備え、地域のつながりを大切に、「助けて」が言えるご近所づきあいをめざします。 #平時のつながり #防災 #災害ボランティアセンター #災害が起きた時をイメージ #防災訓練 #避難行動要支援者 #互近助</p>
<p>(3)</p>	<p>情報の発信を強化しよう</p> <p>地域住民が福祉や地域活動の情報にアクセスしやすくなるよう、当事者や関係団体から発信、共有する場や機会をつくりまします。 #発信力強化 #情報弱者をなくそう #いなぎ社協だより #ふれあい通信 #LINE #ホームページ #X (旧Twitter)</p>





第 4 章 基本計画

～目標を実現する ための取り組み

- | | | |
|---|------------------------------|----|
| 1 | 思いやり 支え合いのあるまちづくりのために …………… | 39 |
| 2 | 寄りそい 安心して暮らせるまちづくりのために …………… | 43 |
| 3 | つながり みんなでつくるまちづくりのために …………… | 47 |

1 思いやり 支え合いのあるまちづくりのために

(1) きっかけをつくろう

誰にでも社会的な役割や活躍の場がある地域づくりをめざします。



学生が、障害当事者や手話ボランティアと手話体験中。
ボランティア体験のきっかけとなります。

取り組みの方向

夏休み期間に行っている「夏！体験ボランティア」は、中学生を中心に毎年多くの方が参加します。小さい子どもに関わる活動や1日、単発の活動など「楽しい」「気軽」なきっかけを多様に用意することで、ボランティア活動に触れる人が増え、関心を持つ地域住民の裾野を広げることができます。

“つながり”をつくるため、何らかの困難や生きづらさを抱えている人も参加しやすい居場所づくりなど、誰もが社会参加できる環境の充実を目指します。



〈社協がより重点的に進めていくこと〉

- SNS の活用や魅力ある研修会の開催などさまざまな方法により、情報提供機能の充実を図ります。
- 参加のきっかけとなる活動はリモートや在宅、単発など気軽に楽しく誰もが参加しやすいプログラムを検討します。
- 企業の社会貢献活動や大学のボランティア活動等との連携や協働のあり方を検討します。
- あらゆる年代がそれぞれ持つ趣味や興味、経験や知識が活かせる場づくりに努めます。

(2)「お互いさま」で助け合おう

地域のつながりや助け合いの仕組みの活用を広げ、自分の「困った」が言え、周囲の「困った」に気づき、助け合う地域をつくります。



取り組みの方向

年齢や性別に関係なく「困ったときはお互いさま」精神で行う、ほっとサービス、ファミリーサポート、ハンディキャブ等のたすけあい事業では、事業の周知を強化し、活動者を募っています。さまざまな世相の変化等を鑑み、活用しやすい事業となるようニーズの把握に努めることで、サポートを必要とされることに柔軟に対応することが求められています。

共同募金や寄付、賛助金と連携した地域のための資金づくりが重要です。地域の課題解決に向け、支えたり、支えられたり、寄付や助成が循環する地域づくりを共にめざす仲間を増やすため、周知を強化します。



〈社協がより重点的に進めていくこと〉

- 地域のさまざまな居場所などへ出向き、課題の発見に努めます。
- たすけあい事業の更なる周知を図り、住民同士で支え合える地域づくりに努めます。
- 共同募金運動と連動した募金活動と、助成事業などを通じた財源の循環のしくみを検討します。
- テーマ型の募金など、募金者の理解と共感を得られる取り組みを検討します。
- 従来之地縁組織による財源の確保や協力者の拡充など、地域活動の支援に繋がるしくみづくりに努めます。
- 新たな社会資源の開発や活動を目指します。

(3) 「ともに生きる力」を育てよう

地域に暮らす人々の困りごとを知り、ともに生きる思いやりの心を育てていきます。



講習会で、新たなこと、知らなかったことを知ることの大切さを実感します。

取り組みの方向

福祉教育講座「知的障害ってなんだろう？」を開催しました。知的障害がある人の感じ方やとらえ方の特徴、手先の不器用さやコミュニケーションの取りにくさを体験し、もどかしさを感じる当事者の気持ちを考えました。また、声掛けや見守りなどの接し方を学びました。

“知る”ことが社会的な排除や差別をなくし、多様性を認め合う地域共生社会をつくります。さまざまな機会を設け、ボランティア意識の啓発により一層取り組んでいきます。



〈社協がより重点的に進めていくこと〉

- 福祉教育に継続して取り組みます。また、学校や地域の団体への情報発信を進めます。
- 福祉教育に携わる地域の協力者を増やし、幅広くプログラムを提供できるように取り組みます。
- ボランティア活動による学びを意識し、ボランティア活動やボランティアグループ、当事者団体との連携による福祉教育を推進します。

(4) ボランティア、当事者団体、家族会の活動を盛り上げよう

魅力ある活動を発信し、活動をつないでいきます。



さまざまな活動をするグループが交流し、お互いの活動を知る機会となっています。

取り組みの方向

当協議会登録のボランティアグループは、連絡会を毎月開催し情報交換を行っています。春には里山を散策し、交流を図りました。

コロナ禍を経て、ボランティアグループや各種当事者団体、家族会などの活動を継続するうえで新たな課題や困りごとが明らかになっており、ともに歩む仲間を増やすため、各団体の活動内容をPRしたり、どんな社会状況でも活動を停滞させないためにデジタル等の活用を進めながら、活動の発信強化を目指します。



〈社協がより重点的に進めていくこと〉

- 情報発信のため、インターネットやデジタルを最大限に活用していきます。
- 活動者が自らの活動を発信する方法を習得できるよう、技術的な支援やその基盤の整備を行います。
- 担い手などの確保のため、協働が必要な相手にPRできるように支援を行います。

2 寄りそい 安心して暮らせるまちづくりのために

(1) 生きづらさや課題を抱えていても、自分らしく暮らそう

誰もが安心して暮らせるよう、周りの人ができることを手助けしたり、多面的に支えたりする仕組みを広げます。



「フードドライブ」の取り組みを始めました。
市内の子ども食堂などでも活用されています。

取り組みの方向

コロナ禍をきっかけに生活にお困りの方を支援するため、フードドライブの取り組みを始めました。地域福祉コーディネーターが個別の相談から地域で取り組む活動を考え、地域の住民との連携により行っています。

また、誰もが生きがいや役割を持って暮らせることが地域共生社会の基盤である一方で、“つながりにくい”人への支援は積極的なアウトリーチで相談者に寄りそい、多機関で支えるネットワークを地域に築いていくことが大切です。

コミュニティソーシャルワークの視点による「個別支援」と「地域支援」を両輪で進めます。アウトリーチや多機関との連携によるニーズ把握に基づき、周りの人ができることを手助けしたり、多面的に支えたりする仕組みの広がりが必要となります。

誰もが活躍する地域づくりをめざす“中間的就労”の場づくりや稲城の地域特性を活かした農福連携の仕組みづくりなど、必要な地域への支援に、「重層的支援体制整備事業」との連携をすることでより柔軟な取り組みを目指します。また、長期的な支援が必要となる“ひきこもり”“ごみ屋敷”などは、伴走的な支援を行っていきます。



〈社協がより重点的に進めていくこと〉

- 地域のさまざまな居場所などへ出向き、課題の発見に努めます。
- アウトリーチを中心とした支援を進め、既存の制度につながらない、つながっていない人を発見し、抱えている課題を解決するために相談しやすい環境や機会を創出します。
- 誰もが活躍する地域づくりをめざす“中間的就労”の場づくりや稲城の地域特性を活かした農福連携の仕組みづくりなど、必要とされている地域の課題に柔軟に取り組みます。
- 個人や世帯が抱える生きづらさやリスクの複雑化・多様化による社会的孤立を防ぐため、“問題解決型支援”だけではなく、「つながり続ける」ことを目的にする“伴走型支援”を実施します。
- 精神障害者が地域で安心して住み続けられるよう、保健・医療、福祉関係者による協議の場で情報を共有し、把握できた課題に対して具体的な取り組みを行います（精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築）。
- 制度の狭間にいるひきこもりの当事者や家族など、生きづらさを抱えている方に寄りそい、信頼関係の構築に努め、継続的な相談及びアウトリーチ等の「伴走型支援」を行います。支援を積み重ねながらより良い支援となるよう努めていきます。
- 地域福祉コーディネーターと障害者相談支援専門員が地域支援と個別支援を協働しながら行うことで、地域の潜在的な情報を把握し、ニーズの掘り起こしに努めます。さまざまな社会資源を活用するとともに、既存の活動の場や中間的就労の場等を開拓していくよう努めます。

(2) 一人ひとりの権利を尊重しよう

お互いに理解・尊重し、多様性を認め合いながら、個人の権利が守られる地域をめざします。



取り組みの方向

「地域福祉権利擁護事業」は判断能力が不十分な方の権利擁護のため、福祉サービス利用援助とそのために必要な日常的金銭管理を地域住民の支え合いによって行っています。

助言によって本人の決定を促す支援は、「支援付き意思決定支援」であり、世界的潮流を背景にその重要性は高まっています。

「成年後見制度」と併せて周知を行い、市民の認知度向上を図り、判断能力が衰えた時の不安を軽減できるような支援を目指します。



〈社協がより重点的に進めていくこと〉

- ・ 認知症や障害のある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、本人の意思決定を大切にします。その上で、権利擁護支援や稲城市と連携した成年後見制度の利用を促進します。

(3) さまざまな形の寄りそう仕組みをつくろう

お互いを気に掛け合い、寄りそう力を発揮できる居場所づくりを進めます。



一緒に過ごす居場所は、安心と優しさを感じる時間です。

取り組みの方向

ふれあいセンター長峰では、地域の保育園との連携による「ふれあい広場」を実施しています。子ども連れのパパやママとふれあいセンターを利用する方々が同じ場所で過ごすことで緩やかな多世代交流が生まれています。

ふれあいセンターやふれあい・いきいきサロンは、お茶を飲みながらおしゃべりをしたり、体操やカラオケをしたり趣味活動を通して顔の見える関係を築く大切な場です。人と人、人と地域をつなぐきっかけとなる場づくりを広げていきます。

〈社協がより重点的に進めていくこと〉

- 身近な地域で誰もが参加できる居場所づくりを継続的に支援します。居場所のある地域や地域の住民との関係性、専門機関との連携による居場所づくりを進めるため、コーディネートを行います。
- それぞれの居場所にはさまざまな目的や特徴があります。それぞれが役割を持ち、お互いに認め合い、思いやることのできる場所で、社会的孤立の解消につながる取り組みです。特に“多世代交流”は、助け合いの活動や支え合う地域づくりにつながるきっかけとして、さまざまな機会に企画します。
- 『ふれあいセンター若葉台』の開設に向けて準備を行います。



3 つながり みんなでつくるまちづくりのために

(1) 地域の「人財」とつながろう

さまざまなネットワークとの交流を通して、お互いの強みや特性を活かし、つながります。



「福祉のしごと相談・面接会」には、福祉現場の担い手が集まります。

取り組みの方向

市内社会福祉法人のネットワーク「稲城市社会福祉法人連絡協議会」では、福祉のしごと相談・面接会を定期的を開催しています。

この他、自治会、NPO法人、当事者団体、学校、民生・児童委員協議会、商工会、ロータリークラブ、青年会議所（JC）、生協・農協等の協同組合、企業、行政などとの「顔の見える関係」をつくり、それぞれの特徴を活かした協働のあり方や役割を担うことで、地域の課題解決に向けてお互いが持つ人的資源・財源の活用に努めます。



〈社協がより重点的に進めていくこと〉

- さまざまな想いや背景を持った住民が集い、出会う場や交流の機会を通して、顔の見える関係や協働関係を築きます。
- 多様なネットワークと交流を図り、地域生活課題を協働的に解決するために、お互いの特性・強みを活かすことができる協働のあり方を検討します。
- 地域の関係者が出会い、互いに学び合い、協働できる場（プラットフォーム）づくりを進めます。
- 急な社会状況の変化や災害・緊急時などにおいても、市民ニーズや状況に合わせた地域福祉推進の取り組みを即応的に行うことができるよう、団体や企業等の情報を収集しながら連携を進めます。

(2) 災害に強い地域をつくろう

災害に備え、地域のつながりを大切に、「助けて」が言えるご近所づきあいを目指します。



各地で頻発する自然災害。日ごろからの備えだけでなく、発災時の行動のシミュレーションが大切です。

取り組みの方向

「災害ボランティア養成講座」は、講座を通して平時からボランティア活動への関心を高め、発災時の円滑な被災者支援活動につながることを目指して実施しています。

また、「防災」をきっかけにした地域との新たなつながりづくりや多様な団体との連携、協働の拡充に向けた取り組みを充実させます。

〈社協がより重点的に進めていくこと〉

- 災害が起きた時にどう行動するかを想定した平時からの体制づくりを進めます。
- 地域住民や自治会等関係機関、ボランティアなどとの連携を踏まえた「BCP（事業継続計画）」の策定や見直しなど、災害時に有効に機能できるように検討します。
- いざという時に声をかけ合える関係性を築く、地域の居場所や交流拠点への支援を継続します。
- 災害弱者である災害時避難行動要支援者への支援や防災訓練、災害ボランティア養成講座などをきっかけに、普段当協議会がアプローチできていない人や団体、地域とつながることで、より災害に強い地域づくりを進めます。
- 災害時や緊急時に備え、普段からのつながりの必要性を学び考える講座や取り組みを、「災害ボランティアセンター」の取り組みと一体的に実施し、推進します。



(3) 情報の発信を強化しよう

地域住民が福祉や地域活動の情報にアクセスしやすくなるよう、当事者や関係団体から発信、共有する場や機会をつくります。



取り組みの方向

福祉団体や当事者の情報発信は、ウェブサイトや SNS を活用し、正確でわかりやすい情報を提供することが重要であり、当事者等の声を地域の人に届け、関係機関との連携を強化することが必要です。

また、誰もが必要な時に必要な情報を得られる環境が必要であり、そうした環境の確保の検討を進めます。



〈社協がより重点的に進めていくこと〉

- ・ 情報弱者等について、地域福祉コーディネーター等が訪問時に丁寧なケースワークを行い、必要な情報や関連する事項に関して情報提供ができる状況をつくるため、SNS の活用方法を模索していきます。

「めざすまち」に向けた取り組みを支えるための 社協運営強化プロジェクト



「住民活動計画」の実現に向けての地域活動は住民の皆さんが主体となりますが、その地域活動を後押しするためには、社会福祉協議会として基盤を強化することがとても重要となります。

基盤を強化するための「社協運営強化プロジェクト」を、住民活動計画の推進とともに推進していきます。

